

千葉県主要農作物等種子条例

令和二年十月二十日

条例第三十五号

千葉県主要農作物等種子条例

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物等の優良な種子の生産及び供給のための措置を講ずることにより、主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産を図り、もって県における農業の振興及び農産物の安定供給に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 主要農作物等 主要農作物及び落花生をいう。

(県の責務)

第三条 県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関する施策を計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、関係団体その他の関係者との連携及び必要な体制の整備を図るものとする。

(種子計画)

第四条 知事は、毎年度、主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に係る計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 主要農作物等の種子の生産を行うほ場の面積に関する事項
- 二 主要農作物等の種子の供給の見通しに関する事項
- 三 主要農作物等の種子の需要の見通しに関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関し必要な事項

3 知事は、種子計画を策定するため必要があると認めるときは、関係団体その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

(原種及び原原種の生産)

第五条 県は、種子計画に基づく主要農作物等の優良な種子の生産に必要な主要農作物等の原種及び当該原種の生産に必要な主要農作物等の原原種の確保が図られるよう、主要農作物等の原種及び原原種の生産を行うものとする。

(ほ場の指定等)

第六条 知事は、種子計画における主要農作物の種子の生産を行うほ場の面積を勘案して、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、当該者の申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 知事は、指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の生育状況等について審査し、知事が定める基準に適合していると認めるときは、その旨を証明する書面を当該指定種子生産ほ場を経営する者に対して交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により同項の基準に適合すると認めた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否等について審査し、知事が定める基準に適合していると認め

るときは、その旨を証明する書面を当該指定種子生産ほ場を経営する者に対して交付するものとする。

(助言及び指導)

第七条 県は、種子計画に基づく主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関し必要があると認めるときは、主要農作物等の種子を生産する者及び当該者に主要農作物等の種子の生産を委託した者に対し、助言及び指導を行うものとする。

(優良な品種)

第八条 知事は、主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関する施策の実施に資するため、県の気候及び土壌、県内の需要の動向等を勘案し、県内で普及すべき主要農作物等の優良な品種を決定することにより、その種子の生産を奨励するものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。